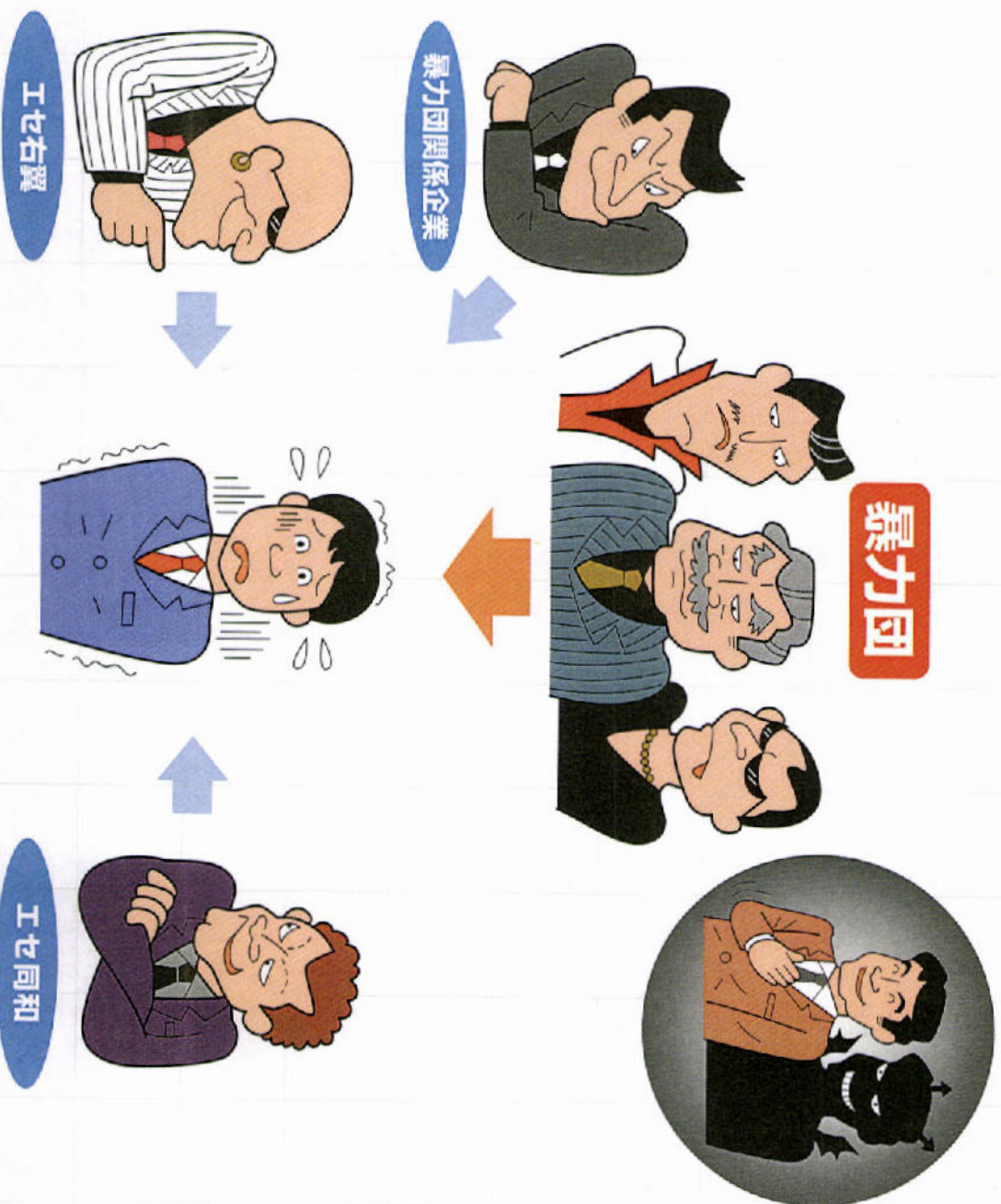


暴力団に対する対応要領

暴力団は、社会情勢が変化していく中で資金獲得のための活動を多様化・巧妙化させ、企業を対象とした不当な要求活動を活発化させています。

その際、暴力団であることを前面に押し出し、その威力を背景に不当な要求を行うケースがなくなつたわけではありませんが、普通の企業名や政治・社会運動団体等を標榜して不当な要求行為を行うケースが圧倒的に多くなっています。いわゆる暴力団の潜在化、不透明化などと言われる現象です。

暴力団をはじめ反社会的勢力からの不当な要求に適切に対応するため、企業として心得ておいていただきたい事項を取りまとめました。



1 平素からの準備

1-1 企業トップの対決意識

暴 力団員等との対応に当たって一番肝心なことは、企業トップが彼らへの強い対決意識を持つことです。トップ自らが「暴力団等からの不当な要求には絶対に応じない」という基本方針と姿勢を持たなければなりません。



そ の方針をいろいろな機会を捉えて、全社員に周知徹底させることが肝要です。言葉だけの「対決」では、社員は疑心暗鬼です。いざという時のトップの決断と姿勢が、対決意識を周知徹底する上で最も大事なことになります。

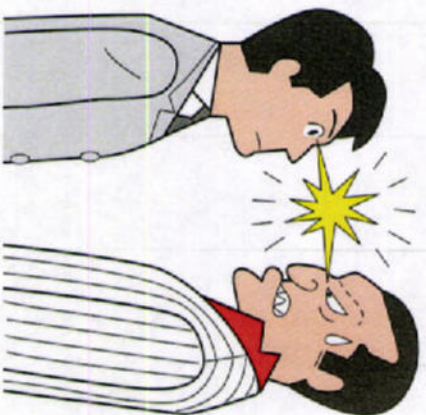


2 コンプライアンスの徹底

コンプライアンス（法令・企業倫理遵守）経営の不徹底な企業は、暴力団等につけ入る隙を与え、格好のターゲットにされがちです。彼らはコンプライアンスに反する企業活動、取引ミスや工事ミス、商品やサービスの欠陥、役員等のスキャンダルを鵜の目鷹の目で探しています。

公 正さ」と「透明さ」は、現代社会のキーワードです。企業として外部に知られたくない秘密も、いつの日にか明らかになります。コンプライアンス経営を徹底することは、企業を守り、発展させるための不可欠の要素となっています。

彼 らからミスやスキャンダルを突かれた時は、まさに正念場です。安易に妥協して将来に禍根を残すのか、多少の犠牲は覚悟で筋を通し、企業の社会的責任を果たしていくのか。
勇気ある決断が求められます。



3 | 体制づくり

暴 カ団員等からアプローチやアタックがあった場合、場当たり的な処理や片手間の仕事として取り組むような甘い判断では、対応しきれません。

対 応体制の確立、対応責任者の指定、対応方針及び手順のマニュアル化、警察・暴追センター等への通報、連絡体制など、あらかじめいるような事態に即応できる体制をつくっておくことが必要です。

暴 カ団員等からアプローチがあった場合、必要な情報が必要なポストに迅速に報告されるような「報告・連絡システム」が整備されていることが必要です。

企 業や上司にとって悪い情報や耳障りな情報は、上に報告され難いものです。悪い情報ほど早く上がるシステムと職場の雰囲気が必要です。

暴 追センターでは、公安委員会から委託を受けて「不当要求による被害を防止するための責任者講習」を行っております（無料）。この講習では、警察、暴追センター、弁護士がそれぞれの立場から不当要求への対応について講義等を行っています。対応責任者育成のためにも、ぜひ受講されることをお勧めします。



2

基本的な心構え

1 | 組織としての対応

暴 カ団員等がアタックをかける場合、担当者個人を徹底的に攻めるのが常套手段です。担当者個人が、責任を一身に背負い、精神的にパニックに陥ったのでは勝ち目はありません。

担 当者一人に問題を抱え込ませず、組織全体としてどのようにサポートし、どのようなパベックアップ体制をとるか、それが勝負の分かれ目です。

暴 カ団員等は「弱い者には強く、強い者には弱い」という特有の行動原理を持っています。リスクとリターンを厳密に計算するからです。相手の恐れ具合はどうか、どの時点でどれ位の要求を出せば受け入れられるのかなど、常に相手の出方を窺っています。

彼 らとの対応に当たっては、組織としての対応の意思を統一し、対応責任者がその基本方針に従って、むやみに恐れることなく毅然とした態度を貫けば、案するより良い結果が出るものです。

2 | 正当で妥当な解決

目 本は法治国家です。立場の違いや意見の違いから紛争が起きた場合、最終的には法による支配、法による解決を図ることが基本です。暴力や組織の威力を背景とした解決は、この基本原則に反することは明らかです。

暴 カ団員等との対応に当たっては、法や社会のルールにのっとった、誰もが納得できる正当で妥当な解決を図ることが肝要です。社会に明らかにできない法外な条件での解決や裏取引は一切禁物です。



- ② うした解決では、一旦は収まるかもしれませんが、「危機管理に甘い企業」とラック付けされ、当該暴力団やその他の団体から引き続きターゲットにされることになります。

また、正当性、妥当性を欠く解決は、そのことが新たな弱みとなって攻撃の材料にされ、更に深い泥沼に足を踏み入れることになります。まさに「呪縛」の始まりです。



3 | 毅然とした対応

- ① 間誰しも暴力は嫌だ、暴力は怖いというのが自然な感情です。この自然な人間の感情に付け入るのが暴力団等の特質です。相手方の恐怖心を高めるため、ことさら暴力の行使や迷惑行為の行使を示唆したり、暗示したりするケースが多く見られます。

しかし、彼らの目的は金品を獲得することです。実際に暴力を振るったり、迷惑行為を実行することは、思いのほか少ないのが実態です。刑事事件として警察に検挙されることは、彼らにとって最大のリスクであるからです。

② 彼は脅しのプロです。威迫、恫喝、懇願、懐柔等々、あらゆるテクニクを駆使します。彼らと対応する場合に重要なことは、これらのテクニクに動じることなく、恐れず、侮らず、乗する隙を与えないよう毅然とした態度で対応することです。



3

具体的な対応要領

1 | 有利な場所での対応

① 暴力団等と対応する時は、こちらに有利な場所を選定することが大切です。事前に準備した応接室や事務室での対応が基本です。

② やむを得ず社外で接触するときは、人目の多い喫茶店、レストラン、ホテルのロビーなど、衆人環視の場所をこちらから指定するのがよいでしょう。

③ 間違ってても暴力団事務所や相手が指定した場所に行くことは避けてください。最初から不利を強いられ、彼らの思うつぼです。

④ どしても相手の指定した場所へ出向かざるを得ない場合は、必ず複数で臨み、役割分担を明確にしておく必要があります。また、必要に応じて事前に管轄の警察署に連絡しておき、指導を受けておくのも効果的です。



2 | トツプとの対応は避ける

① 個人 人経営の商店や規模の小さい企業の場合はトツプが対応せざるを得ませんが、一般的にこの種事案では、トツプが直接対応することは避けるべきです。トツプが対応すると即答を迫られ、不利な条件を呑まされることになりかねません。

② ト ツプとの直接対応を避けるためには、アポイントのない面会は原則として断ることが必要です。また、電話の取次ぎ要領についてあらかじめ指示しておくことも必要です。

彼 らは「責任者を出せ」「社長を出せ」などと要求しますが、これにこだわることはありません。トップが「どの時点で対応するのか」又は「終始、直接対応しないのか」いろいろな事情を勘案しながら、こちらの判断で決めれば良いことです。

従 って、暴力団員等との対応は、あらかじめ決められた対応担当者やチームが行うこととなります。骨の折れる仕事ですが、企業の危機管理に係わる重要な任務です。その自覚と責任を持って、「私が責任者です」と言い切れる度量がほしいものです。



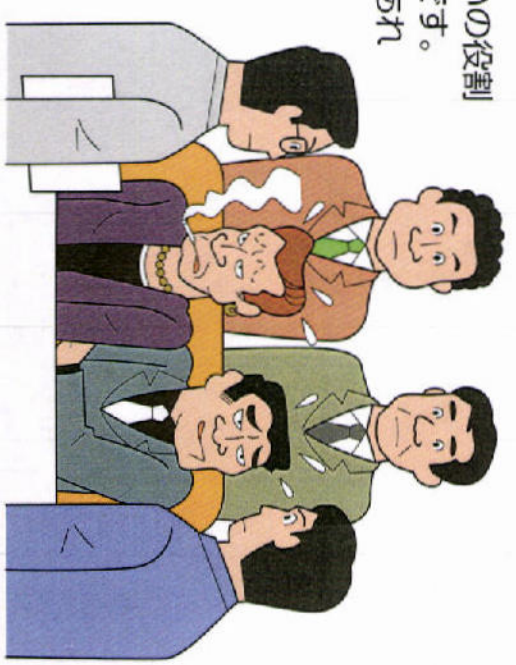
3 | 相手より多い人数で対応

暴 力団員等はその道のプロですから、一人で対応するのは危険です。最初から不利な対応を余儀なくされます。

相 手より多い人数で対応するのが基本です。味方が多いと恐怖心が軽減され、勇気も知恵も倍加するという効果がありますが、なによりも一番危険な「密室での取引」を避けることができます。

ま た、こちら側の人数が多ければ、「言った」「言わない」という水掛け論を避けることもできますし、対応の過程で彼らに犯罪行為があれば、それを証明するのに有利な立場に立てます。

複 数で対応する場合は、お互いの役割分担しておくことが必要です。対応担当、記録担当、連絡担当があれば、ほぼ万全です。



4 | 相手の確認

ま ず、相手がどこの誰なのかを確認する必要があります。暴力団組名や右翼団体名、人権団体名を聞いただけで、気後れして確認が不十分になりがちです。勇気を持って確認しましょう。

通 常の対応と同様に名刺を要求する、面会人簿冊等に記録させるほか、必要な質問により相手の住所、氏名、団体名、電話番号等を確認することが肝要です。

彼 らは「伊藤」とか「田中」とかありふれた姓だけを名乗るケースが多くあります。これだけでは相手を特定するのに多くの手間がかかります。必ずフルネームを聞いてください。また、携帯電話番号ではなく、固定電話番号を聞き出してください。

相 手の人相、服装、特徴等をメモすること。また、自動車を使用して来た時にはナンバー、車種、塗色等をメモしてください。

代 理人と称して来た場合には、委任者と委任状を確認して、委任者に事実の確認連絡を入れるくらいの冷静さが必要です。



5 | 用件及び要求内容の確認

当 初の段階で、来訪の用件や要求内容を確認してください。単なるいい加かりや用件のない場合は退去を求めることもできます。

商 品の欠陥やスキャンダルを指摘して要求行為があった場合は、その原因となった事実について六何の原則（いつ、どこで、だれが、だれに、どのように、何をしたか）に基づいて、出来るだけ詳しく聞きとってください。後日、事実調査の際のポイントになります。

暴 カ団員等は、あからさまに金品を要求せず、「誠意を示せ」などと迫ります。「誠意」の内容を「どうせ金が目的だから」と、こちらが勝手に判断して金銭による解決を持ち掛けてはいけません。

「誠意」とは 意とはどういうことですか」「具体的にどうすればいいのですか」などという直し、相手の口から要求内容とその根拠を引き出すことが大切です。



6 | 対応状況の記録化

暴 カ団員等との面接や電話でのやりとりは、録音やメモ或いは報告書により正確に記録化しておいてください。

録 音は、正確かつ詳細であり、相手にもリッシーヤーを与えることから、最も効果的ですが、メモや報告書でも有効な証明資料になります。

相 手との会話内容を録音したり、メモしたりすることは法的にも何の問題もありません。相手から抗議を受けても「間違いがあったら困りますので」「上司に正確に報告するためです」と告げれば済むことです。

暴 カ団員等は狡猾です。今言ったことでも都合が悪いことは平気でシラを切ります。彼らと互角に渡り合うためには、これ位の用心深さが必要です。

も ちろん録音はこちらの発言も記録されること相手も録音しているかもしれないことを念頭に置くことも大切です。



7 | 詫言状などの要求は拒否

暴 カ団員等は、要求に対する明確な回答や謝罪を求めて、「一筆書け」と念書や詫言状の作成を迫るのが常套手段です。「一筆書けば許してやる」というのが常ですが、彼らが約束を守る筈はありません。

作 成した書類には善かれ悪しかれ法的効果が生じます。後日争いになった場合、その書類の作成は真意でなかったことを証明するのに大変な手間がかかります。

ま た、念書や詫言状などは、彼らの有力な「武器」として新たな口実や脅しのネタに使われるおそれがあります。緊張を強いられる場面で「書けば許してやる」という言葉について乗せられがちですが、絶対に応じないでください。



8 | 解決を急がない

元 来、暴力団員等との交渉は度胸と根気がいるものです。現在の弱状から早く逃れたいために、また解決を急ぐあまり安易な妥協をしたり、曖昧な対応をすることは、かえって状況を悪化させます。

た とえこちらにミスがあった場合でも、そのミスによる実害と要求の内容がかけ離れている時は、安易に妥協せず、筋を通した解決が必要です。往々にしてこちらにミスがあった場合、前面降伏しがちですが、それでは要求がエスカレートすることになります。

交 渉の過程では、不用意な即答や安易な約束は避け、相手に期待を持たせるような言葉使いは禁物です。「検討します」「考えてみましょう」などが、これに当たります。

暴 カ団員等は、相手の失言を誘う、言葉尻を捉えるのが得意です。発言を最小限度にとどめ、不用意な発言をしないよう細心の注意が必要です。

- い** すれにしても解決を急がず、事実関係を十分調査、把握した上で粘り強い取り組みが必要です。



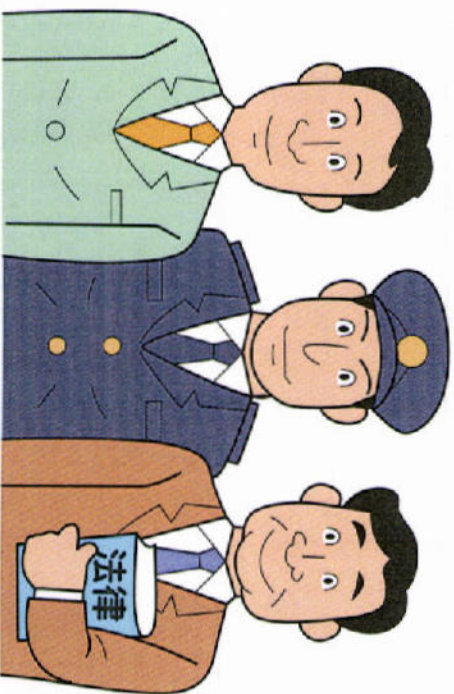
9 | 警察等との連携

- 暴** 力団員等からアプローチがあった場合は、出来るだけ早い機会に警察、暴追センター、時には弁護士に相談し、連携して対応することが必要です。

- 第** 三者に相談することによって、対応方針に客観性ができ、自信を持った対応が可能となります。

- ま** た、相談が早ければ早いほど、対応方針にブレが少なくなり、交渉の過程で生じるであろうこちらのマイナス部分を少なくできるという利点があります。

- 暴** 追センターでは、豊かな経験を積んだ暴力追放相談委員が常駐し、親切に各種の暴力相談に応じています。



10 | 法的対抗手段を講じる

- か** つて、暴力団はドラキュラに例えられました。ドラキュラは十字架に弱い、にんにくに弱い、という弱点がありますが、最も苦手とするのは「太陽の光」です。

- 暴** 力団員等も同じです。彼らの得意とする土俵は、水面下の話し合いであり、裏取引であり、特定の人物(団体)を介しての解決です。「太陽の光」とも言える法や社会のルール、警察や弁護士や裁判を極端に嫌う傾向があります。

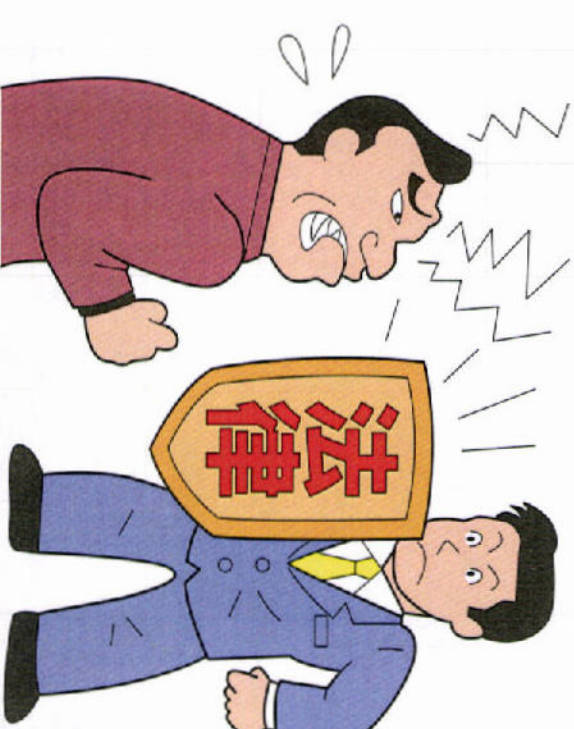
- 彼** らが得意とする土俵での解決を避け、不得意とする土俵に引き出して解決を図るのが有利なことは明白です。

- ア** プローチ、アタックの過程で犯罪行為があれば、直ちに110番したり、告訴(被害届)して刑事事件として措置することは当然です。相手が指定暴力団員であれば「暴力団対策法」による「中止命令」等を発することも可能です。

- 刑** 事事件として措置が難しい場合は、民事事件として争えないか検討する必要があります。

- 判** 例の積み重ねなどによって、民事保全法に基づく「仮処分制度」はこの種事案に極めて有効であることが証明されています。(13ページに「仮処分」について、簡単に説明しています。)

- こ** れら諸制度をフルに活用し、暴力団員等の不当な要求に毅然と対応することが求められます。



仮処分

民事介入暴力に対抗する法的手段として、
仮処分（申請）があります。

「街宣車による街宣活動」



「執拗な面会要求」



「しつこい電話」



街宣活動禁止の仮処分

面会強要禁止の仮処分
(侵害への立入り禁止の仮処分)

架電禁止の仮処分

などの、仮処分の申請をすることによって対応できます。

仮処分とは…

行為を禁止したり、現状を固定したり、一定の地位を仮に認めたりする決定が仮処分です。

これにより、相手方の行為によって生じる危険や困惑から救済されます。従って、仮処分を先行させ、その後に訴訟（本案訴訟）を提起することになります。仮処分決定を得るためには、申立書とともに主張する事実を明らかにする資料を提出することになります。

例えば、エセ右翼等が不当な街宣行為を行っている場合には、仮処分の申立てについては、裁判所に不当な街宣行為であることを認識させる必要があります。その場合には、当該写真、ビデオで街宣行為をしていることを記録しておくことやその内容を録音しておくことなどが必要です（弁護士に相談するのがよいでしょう）。裁判所としては、これらの書面を審査して決定を出します。この決定は、早ければ申立て後1週間から10日間くらいで出ます。また、申立てたその日に決定が出たこともあります。

また、相手が仮処分決定に違反した場合には、間接強制の申立てや民事訴訟での損害賠償請求、さらに強制執行の手続きをすることも可能となります。



不当要求防止
責任者に対する
講習

事業者の
みなさんへ

あなたの事業所では

不当要求防止責任者
の選任はお済みですか？

不当要求防止責任者講習とは…

暴力団など反社会的勢力による不当要求への対応要領等についての講習であり、無料です。

受講された主な業種・業態

医療機関、介護サービス業、飲食業、携帯電話販売店、家電量販店、自動車販売（修理）業、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、その他の小売（卸売）業、金融機関、証券業、保険業、ホテル・旅館業、建設業、不動産業、警備業、公務員など

★ 警察署に選任届けを提出されますと、後日、講習の日程等をご案内いたします。